

茅ヶ崎市自治基本条例の
検証結果と講ずる措置
(令和7年度～令和10年度)
(素案)

令和 年 月

目 次

第1章 検証の総括.....	1
第2章 講ずる措置.....	4
第3章 条文ごとの取組.....	5
前文.....	6
第1条 目的.....	6
第2条 条例の位置付け.....	6
第3条 定義.....	6
第4条 自治の基本理念.....	6
第5条 市民の権利.....	7
第6条 市民の責務.....	7
第7条 事業者の責務.....	7
第8条 議会の責務.....	8
第9条 議員の責務.....	8
第10条 市長の責務.....	10
第11条 職員の責務.....	12
第12条 市政運営の基本原則.....	13
第13条 説明責任.....	14
第14条 情報共有.....	14
第15条 情報の管理等.....	16
第16条 市民参加.....	17
第17条 政策法務等.....	18
第18条 総合計画等.....	19
第19条 財政運営等.....	20

第20条 行政評価.....	21
第21条 行政手続.....	22
第22条 苦情等への対応.....	23
第23条 監査.....	24
第24条 職員通報.....	25
第25条 コミュニティ.....	26
第26条 協働.....	27
第27条 市民活動の推進.....	28
第28条 住民投票.....	29
第29条 国等との連携協力.....	30
第30条 条例の検証等.....	31
「条文に規定された事項を推進するための 取組」一覧.....	32

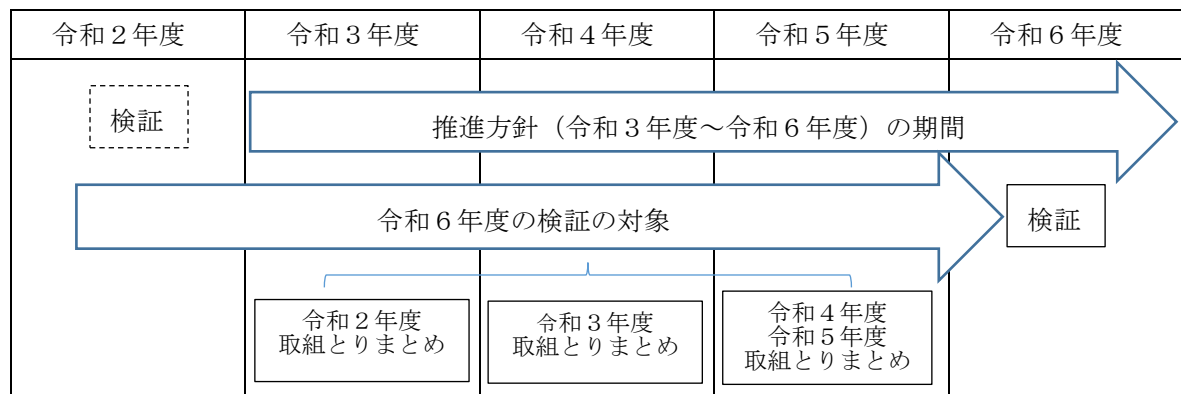
第1章 検証の総括

茅ヶ崎市自治基本条例（以下この章及び第2章において「条例」という。）は、茅ヶ崎市の自治を推進するために必要となる基本的な考え方や仕組みなどを定めるもので、自治を推進するに当たってはこの条例の趣旨を尊重するものと位置付けられており、安易に考え方を変えるべきではないということを前提としつつ、条例第30条の規定に基づき、社会情勢の変化や市民意見等を踏まえ、条例の施行状況及び規定について検証を実施しました。

1 令和6年度の検証について

(1) 対象年度

令和2年度から令和5年度までの計4か年度を令和6年度の検証の対象としました。



(2) 方法

ア 内部検証 別冊 内部検証結果

条例第30条第1項において、市は、条例の検証を行うこととしており、条例の規定の多くが市政運営における市の行動規範を定めたものであることから、まずセルフチェックを実施しました。

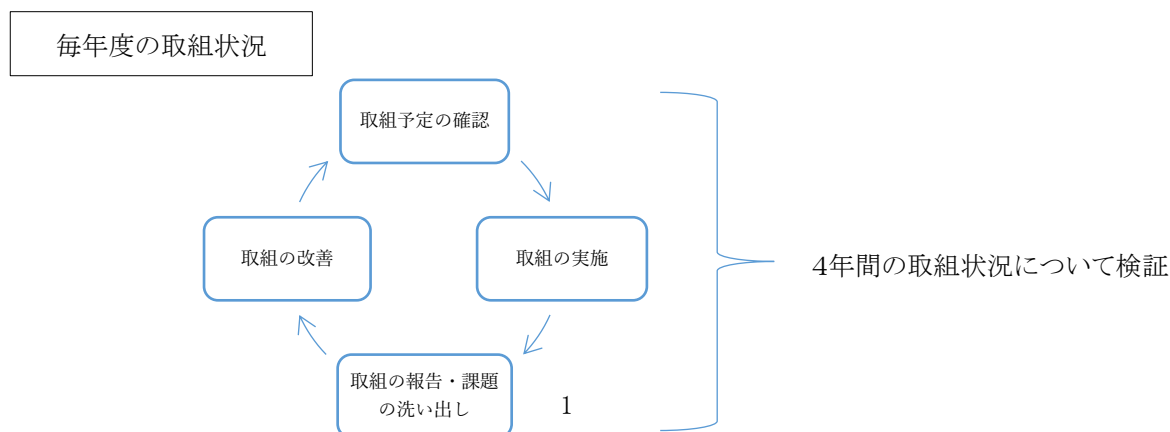
(ア) 条例の施行状況について

・令和2年度

茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち、令和2年度を取組期間に含めた7つの取組結果

・令和3年度から令和5年度まで

茅ヶ崎市自治基本条例推進方針（令和3年3月）に掲げる「条文に規定された事項を推進するための取組」の毎年度の取組結果について、取組が適正に実施できたかを検証しました。



(イ) 条例の規定について

社会情勢の変化や市民意見等を踏まえ、条例の改廃等の必要があるかを検証しました。

(ウ) 講ずる措置について

条例の施行状況及び条例の規定の内部検証の結果に基づき、令和7年度から令和10年度までに講ずべき措置があるかについて、検討しました。

イ 学識経験者の意見聴取 **別冊 学識意見聴取結果**

条例第30条第2項において、市は、条例の検証に専門的かつ客観的な視点を取り入れるため、「検証をするときは、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」としていることから、内部検証資料及び市民意見を基に、地方自治、行政法等を専門とする学識経験者から意見を聴取しました。

ウ 市民の意見聴取 **別冊 市民意見聴取結果**

条例第30条第3項において、市は、「検証の内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置について、これを公表し、市民の意見を聴かなければならない。」としているため、パブリックコメント手続を実施します。（予定）

また、意見募集、アンケート及び意見交換会を次のとおり実施し、複数回、市民参加の機会を設けました。

(ア) 取組結果への意見募集(令和5年10月1日～31日)

内部検証の実施前に、令和2年度から令和4年度までの条例を推進するための取組に対する市民意見聴取を実施しました。

(イ) 無作為抽出アンケート(令和6年4月3日～30日)及びWEBアンケート(令和6年5月1日～20日)

条例に関する考え方や関心のある項目、市政に関する情報の満足度や職員の印象等について、市民意見聴取を実施しました。

(ウ) 内部検証に関するワークショップ(令和6年5月26日)及びWeb意見募集(令和6年5月1日～20日)

内部検証の実施後に、内部検証資料に対する市民意見聴取を実施しました。

(エ) パブリックコメント手続(令和6年11月26日～12月25日)(予定)

茅ヶ崎市自治基本条例の検証結果と講ずる措置（令和7年度～令和10年度）（素案）に対する市民意見聴取を実施します。

エ 議会への情報の提供及び報告(予定)

条例第30条第4項において、市長は、「検証した内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置及び第3項の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならない。」としていることから、検証の結果、パブリックコメントの結果及び茅ヶ崎市自治基本条例の検証結果と講ずる措置（令和7年度～令和10年度）について報告を行います。

2 検証の結果

令和6年度の検証では、条例の施行状況について、毎年度の取組状況及び市民の意見等から取組が適正に実施できたと評価しました。

また、条例の規定について、社会情勢の変化や市民意見等を踏まえ、課題や改善すべき点があるか確認を行い、条例の規定が自治の推進に適合したものであると評価しました。

検証に係る市民アンケート等では、条例に対する市民の認識度が依然低いこと、市民参加への参加率が低いこと、また、職員の意識レベルにばらつきがあることが分かりました。

学識経験者からは、地方自治を取り巻く新しい概念が登場してきており、その浸透状況を注視していく必要があること、また、情報化社会にあっては、市民ニーズが変化していくスピードが速いので、情報の受け手に応じた媒体の使い分けに留意して、市民意見を聴取しながら自治の推進を図っていくことが大切であるという助言がありました。

また、条例の改正については「条文の改廃等の必要はない」という意見をいただきました。

これらを踏まえ、今後も条例の推進には継続的な取組の実施が必要であることから、条例第30条の規定に基づき、講ずる措置を作成することとし、条例の規定については、現行の規定で対応できていることから、改正は行わないこととしました。

第2章 講ずる措置

1 講ずる措置について

令和6年度の検証の内容に基づき講ずる措置として引き続き「**条例の定着と安定的な運用**」を図るため、市民への周知啓発及び職員の意識醸成を図るとともに、条例を推進するための取組を継続します。

(1) 条例の周知啓発・意識醸成

ア 市民への周知啓発

様々な情報媒体の活用により、市民に対し、効果的な周知に取り組みます。

イ 職員の意識醸成

条例の理念を念頭に事務が遂行されるよう、研修等を通じ意識付けを図ります。

(2) 条例を推進するための取組

ア 掲げた取組の継続的な実施

「条文に規定された事項を推進するための取組」を掲げ、継続的に実施し実績を市ホームページで公表します。

※これらの取組は、第3章に掲載しています。

イ 市政運営の基本原則の徹底

説明責任、情報共有及び市民参加が徹底されるよう、毎年度の各課かいによる取組状況を調査し、その内容について庁内共有するとともに市ホームページで公表します。

2 次回検証について

(1) 対象年度

令和10年度の検証では、令和6年度から令和9年度までを対象とします。

(2) 方法

ア 条例の周知啓発・意識醸成

(ア) 市民の条例に対する認識度がどの程度進んだかを検証します。(無作為抽出アンケートの比較)

(イ) 全職員研修の結果及び市政運営の基本原則である説明責任、情報共有及び市民参加の取組状況を検証し、職員の意識醸成がどの程度進んだかを検証します。

イ 条例の施行状況

「条文に規定された事項を推進するための取組」が適正に実施できたかを検証します。

ウ 条例の規定

社会情勢の変化や市民意見等を踏まえ、条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて検証します。

第3章 条文ごとの取組

- 1 「取組の方向性」には、条文に規定された事項を推進するための取り組むべき方向性を記載しています。
- 2 「条文に規定された事項を推進するための取組」には、具体的な取組を記載しています。
- 3 「取組に関わる条例等」には、取組に関わる条例、規則、要綱その他指針やガイドライン等を記載しています。
- 4 各取組の実績については、32ページ「条文に規定された事項を推進するための取組」一覧のとおろ、市ホームページに掲載しています。

前文

第1条 目的

第2条 条例の位置付け

第3条 定義

第4条 自治の基本理念

烏帽子岩が浮かぶ湘南のきらめく海や里山の趣が残る緑豊かな丘陵に囲まれた私たちのまち茅ヶ崎市は、市民と議会や市長が協力し合って、先人から引き継いだ自然や文化、歴史をはぐくみながら、心豊かに暮らすことのできるまちを目指してきました。

こうした中、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民と議会や市長は、市民の市政への参加や相互の連携、協力を一層進めるとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図ることにより、市民が等しく尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会を創り上げていかなければなりません。

このような認識の下、市民主体による自治の更なる推進を図るため、ここに、自治の基本理念、市民の権利と責務、議会や市長の責務など、茅ヶ崎市における自治の基本を明らかにした茅ヶ崎市自治基本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政を運営するに当たっての基本原則等を定めることにより、地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本を定めるものであり、市民及び市は、自治を推進するに当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

2 市は、条例の制定、改廃若しくは運用又は政策の策定、改廃若しくは実施に当たっては、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 茅ヶ崎市内に住所を有する者

イ 茅ヶ崎市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 茅ヶ崎市内に存する学校等で学ぶ者

エ 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものその他公益の増進に取り組むもの

オ 市に対し納税の義務を負うもの

(2) 市 地方公共団体としての茅ヶ崎市をいう。

(3) 市政 市が行う活動の全体をいう。

(4) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

(自治の基本理念)

第4条 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 茅ヶ崎市における自治は、主権を有する市民の意思と責任に基づき推進されること。

(2) 茅ヶ崎市における自治は、自治を推進するための活動に市民が等しく参加できることを旨として推進されること。

(3) 茅ヶ崎市における自治は、市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること。

前文は、茅ヶ崎市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）制定の趣旨や目的、理念などを述べたものです。

また、第1条から第4条までは、総則規定であり、自治基本条例全体に通ずる基本的な事項を定めたものです。いずれも具体的な取組を定めたものではないので、条文ごとの取組は掲げていません。

- 第5条 市民の権利
- 第6条 市民の責務
- 第7条 事業者の責務

(市民の権利)

- 第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。
- 2 市民は、市政に参加する権利を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 市民は、市政に参加するときは、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。

(事業者の責務)

- 第7条 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものは、その事業活動を行うに当たっては、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

1 取組の方向性

市民及び事業者が自治基本条例を遵守し、自治基本条例にのっとりた取組ができるよう、市は自治基本条例の周知に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.1 自治基本条例の市民への周知《行政総務課》

様々な情報媒体の活用により、市民に対し、自治基本条例の効果的な周知に取り組みます。

3 取組に関わる条例等

- 茅ヶ崎市市政情報の公表と提供の推進に関する要綱
- 広報を戦略的に推進するためのガイドライン

第5条に関する市の具体的な取組は第14条（情報共有）及び第16条（市民参加）において、第6条に関する市の具体的な取組は第16条（市民参加）、第25条（コミュニティ）及び第26条（協働）において、それぞれ規定しています。

第8条 議会の責務

第9条 議員の責務

(議会の責務)

第8条 議会は、主権を有する市民の負託を受けた議員によって構成される議事機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会を運営するよう努めなければならない。

2 議会は、条例を制定する権能、市長等の事務の執行を監視する権能、政策を提言する権能その他議会に付与された権能の行使に努めなければならない。

3 議会は、議会を運営するに当たっては、市民に開かれたものとするよう努めなければならない。

(議員の責務)

第9条 議員は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならない。

2 議員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。

3 議員は、調査研究活動、立法活動、政策提言活動その他議会の責務を果たすために必要とされる活動を積極的に行うよう努めなければならない。

1 取組の方向性

茅ヶ崎市議会基本条例に基づく適正な議会運営と議会に付与された権能の行使に努めます。

また、議員は、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.2 充実した討議の推進及び議会の権能の適切な行使の推進

茅ヶ崎市議会基本条例の趣旨に基づき、一般質問における重複質問を議員間で調整し、重層的な質問を行うことや、政策討議などの議会における討議を推進します。また、議会に付与された権能を適切に行使するため、それに資する議員への研修等の充実や、議会事務局の権能の充実を図ります。

No.3 市民参加の推進

茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、議会報告会及び意見交換会を定期的を開催するとともに、運営方法の検証や改善に取り組みます。

また、請願・陳情の審査に当たり、請願者・陳情者から趣旨説明の申出があったときは、委員会での審査中に趣旨説明の機会を設けます。

No.4 広報・広聴活動の推進

議会だより、本会議・委員会のインターネット中継、議会ホームページ、議会報告会、意見交換会その他の媒体や機会を活用し、広報・広聴活動の充実を図ります。

3 取組に関わる条例等

- 茅ヶ崎市議会基本条例
- 茅ヶ崎市議会定例会条例
- 茅ヶ崎市議会委員会条例
- 茅ヶ崎市議会会議規則
- 茅ヶ崎市議会全員協議会規程
- 茅ヶ崎市議会広報広聴委員会規程
- 茅ヶ崎市議会 I C T 活用推進協議会規程
- 茅ヶ崎市議会傍聴規則
- 茅ヶ崎市議会委員会傍聴規程
- 茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例
- 茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例施行規則
- 茅ヶ崎市議会図書室規程
- 茅ヶ崎市議会だより発行規程
- 茅ヶ崎市議会の議決すべき事件を定める条例

第10条 市長の責務

(市長の責務)

第10条 市長は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならない。

2 市長は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。

3 市長は、地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員を育成しなければならない。

4 市長は、毎年度、行政運営の基本方針を定め、これを公表しなければならない。

1 取組の方向性

地域の課題や市民の要望等を把握し、市民全体の福祉の向上に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.5 地域の抱える課題や市民の意見及び要望の把握《市民相談課・市民自治推進課》

市民集会等により、対話を通じて市の考え方を伝えるとともに、課題や市民の要望等の把握に努めます。

No.6 透明性のある市政運営及び政治倫理の向上《秘書課》

市長の日々の動向や交際費の支出状況を公開し、透明性のある開かれた市政運営を行うとともに、自己の保有する資産等を定められた時期に公開することで、政治倫理の向上に努めます。

No.7 職員の育成《職員課》

地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員の育成に努めます。

No.8 施政方針の公表《総合政策課》

行政運営の基本方針である*施政方針を自治基本条例第10条第4項の規定に基づき公表する旨の一文を加え、毎年度（新たな年度が始まる前）公表します。

* 市長の市政運営に対する基本的な考えや予算及び施策の概要を示すもの

3 取組に関わる条例等

- 茅ヶ崎市市民参加条例
- 茅ヶ崎市市民参加条例施行規則等
- 茅ヶ崎市市民参加事務取扱要綱
- 政治倫理の確立のための茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例
- 政治倫理の確立のための茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例施行規則
- 政治倫理の確立のための茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例施行規則第10条第6項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱
- 茅ヶ崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 茅ヶ崎市職員人事評価規程等
- 茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針（改訂版）
- 茅ヶ崎市職員研修規程
- 施政方針（毎年度策定）
- 茅ヶ崎市人事評価システム検討会議要綱
- 茅ヶ崎市人事評価運用委員会要綱

第11条 職員の責務

(職員の責務)

第11条 職員は、この条例を遵守し、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、その職務の遂行のために必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

3 職員は、互いに連携を図り、協力して職務を遂行しなければならない。

1 取組の方向性

職員は、自治基本条例を遵守し、自治基本条例にのっとりた取組ができるよう、必要な知識の習得と能力向上に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.9 自治基本条例の職員への周知《行政総務課》

職員が自治基本条例を遵守し、自治基本条例にのっとりた取組ができるよう、職員に対する研修を行います。

No.10 サービスの宣誓《職員課》

地方公務員法第31条の規定に基づく茅ヶ崎市職員の服務に関する条例により、職員の採用時において公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務等を自覚させるため、宣誓を行います。

No.11 職員の自己啓発に対する支援《職員課》

職員の能力開発の基本である自己啓発を奨励し、自ら学ぶ環境づくりに努めるとともに、自己啓発の成果が出せるよう支援を行います。

No.12 学習する風土づくりの推進《職員課》

職員一人ひとりの学習意欲を高めていくために効果的な職場全体での学習風土づくりを推進します。

3 取組に関わる条例等

- 茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針（改訂版）
- 茅ヶ崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 茅ヶ崎市職員の服務に関する条例
- 茅ヶ崎市職員服務規程
- 茅ヶ崎市職員研修規程

第12条 市政運営の基本原則

第12条 市政は、第4条に規定する自治の基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本原則として運営されなければならない。

- (1) 市政は、市民への説明の下に運営されること。
- (2) 市政は、市民及び市が市政に関する情報を相互に共有することにより運営されること。
- (3) 市政は、市民の参加の下に運営されること。

第12条の規定は、茅ヶ崎市における自治のうち市政に共通する基本的な原則として、「市政説明の原則」、「情報共有の原則」及び「市政参加の原則」について規定したものです。したがって、第12条については、条文ごとの取組は掲げず、それぞれの規定を具体化している第13条（説明責任）、第14条（情報共有）及び第16条（市民参加）に掲げた取組を推進します。

第13条 説明責任

第14条 情報共有

(説明責任)

第13条 市は、市政に関する事項について、市民に説明しなければならない。

2 市は、市民から、市政に関する事項について説明を求められたときは、速やかに応答しなければならない。

(情報共有)

第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するように努めること。
- (2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。
- (3) 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。

1 取組の方向性

市は、市政に関する事項を積極的に説明し、分かりやすく提供することにより、市民と共有します。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.13 情報公開制度の適正な運用<<行政総務課>>

市政を市民に説明する責務を全うするため、行政文書の公開を請求する権利を定めた茅ヶ崎市情報公開条例の規定に基づき、行政文書を公開します。

No.14 特定歴史公文書等利用制度の適正な運用<<文化推進課>>

市の有する諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うするため、特定歴史公文書等の利用を請求する権利を定めた茅ヶ崎市公文書等管理条例の規定に基づき、特定歴史公文書等を市民の利用に供します。

No.15 市政情報の公表及び提供 <<行政総務課>>

市ホームページや市政情報コーナー等で市政情報を公表、提供します。

No.16 広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載<<広報シティプロモーション課>>

事業をPRするにあたり、広報を戦略的に推進するためのガイドラインを念頭に置き、それぞれのターゲットを絞って、①発信する情報の内容②表現方法③発信する広報媒体ーなどの使い分けを意識するよう努めます。

No.17 附属機関等の会議の公開<<行政総務課・総合政策課>>

市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を推進するため、非公開情報の審議を行う場合等を除き、附属機関等の会議を公開します。

3 取組に関わる条例等

- 茅ヶ崎市公文書等管理条例
- 茅ヶ崎市情報公開条例
- 茅ヶ崎市情報公開条例施行規則
- 茅ヶ崎市特定歴史公文書等利用等規則
- 茅ヶ崎市行政手続条例
- 茅ヶ崎市行政手続条例施行規則
- 茅ヶ崎市市政情報の公表と提供の推進に関する要綱
- 茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱
- 茅ヶ崎市市政情報コーナー管理運営要綱
- 茅ヶ崎市広報紙発行要綱
- 広報を戦略的に推進するためのガイドライン

第15条 情報の管理等

(情報の管理等)

第15条 市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用及び提供並びに管理を適正に行わなければならない。

2 市は、市が保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つとともに、常に利用が可能な状態にしておかなければならない。

1 取組の方向性

市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用及び提供並びに管理について、関連諸制度に基づく適正な運用を行います。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.18 行政文書及び特定歴史公文書等の適正・適切な管理《文書法務課・文化推進課》

茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づき、行政文書を適正に管理し、及び特定歴史公文書等を適切に保存します。

No.19 個人情報保護制度の適正な運用《行政総務課》

個人情報の保護に関する法律等に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止を図る等、個人情報を適正に管理します。

No.20 情報セキュリティ対策の充実《デジタル推進課》

茅ヶ崎市情報セキュリティ基本方針及び茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティ対策の充実に努めます。

3 取組に関わる条例等

- 茅ヶ崎市公文書等管理条例
- 茅ヶ崎市公文書等管理条例施行規則
- 茅ヶ崎市行政文書管理規程
- 茅ヶ崎市電子計算機運営管理規程
- 茅ヶ崎市情報セキュリティ基本方針
- 茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱
- 茅ヶ崎市特定歴史公文書等利用等規則
- 茅ヶ崎市文書管理推進会議要綱
- 茅ヶ崎市附属機関設置条例
- 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会規則
- 個人情報の保護に関する法律
- 茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例
- 茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例施行規則
- 個人情報の保護に関する法律施行条例
- 個人情報の保護に関する法律施行条例施行細則

第16条 市民参加

(市民参加)

第16条 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加(市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。)のための多様な方法を整備しなければならない。

2 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならない。

4 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

1 取組の方向性

より多くの市民が市民参加の機会に参加できるようにするため、様々な媒体・手法を活用して市民に向けた情報発信・周知啓発に努めます。

市民が参加の成果を実感でき、さらに参加したいという意識を持つことができるよう、市民参加の結果と反映状況の情報発信に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.21 市民参加手続の適正な運用<市民自治推進課>

茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、「職員のための市民参加手続ガイド」や職員研修等を通じて、職員一人一人の意識向上と、意見の扱い方、提案者への返答などを含めた、市民参加手続の統一的な運用に努めます。

No.22 市民参加の推進・啓発<市民自治推進課>

茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、市民参加に関する情報の発信にあたっては、受け手のニーズに合わせて多様な媒体を用いることを検討し市民参加の機会の周知を図ります。

また、インターネット、ソーシャルメディアを用いた市民参加の機会の充実に取り組みます。

3 取組に関わる条例等

- 茅ヶ崎市市民参加条例
- 茅ヶ崎市市民参加条例施行規則等
- 茅ヶ崎市市民参加事務取扱要綱
- 茅ヶ崎市市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱
- 茅ヶ崎市市民参加協働調整会議要綱

第17条 政策法務等

(政策法務等)

第17条 市は、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を適切に制定し、又は改廃しなければならない。

2 市長は、基本的な制度を定める条例、義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定又は改廃に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 市は、この条例の趣旨にのっとり、条例等を体系的に整備しなければならない。

1 取組の方向性

地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則等を適時、適切に制定、改廃します。

また、職員の政策法務能力向上に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.23 政策法務の推進《文書法務課》

職員の政策法務能力の向上を図るため、研修を実施します。

No.24 条例（案）、規則（案）等の審査《文書法務課》

条例、規則等の制定改廃に当たり、その内容が、法令等との関係において適当か、適切に表現されているか、自治基本条例の趣旨に照らして問題はないかなどを審査します。

3 取組に関わる条例等

- 茅ヶ崎市市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱
- 茅ヶ崎市市民参加条例
- 茅ヶ崎市市民参加条例施行規則
- 茅ヶ崎市例規等審査会規程

第18条 総合計画等

(総合計画等)

第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。

2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。

5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。

6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。

1 取組の方向性

総合計画の推進に当たっては、その着実な推進に向けた方策の方向性と具体的な手段を定めた「実施計画」を策定し、将来都市像の実現に向けた取組を推進します。

一方で、総合計画の在り方についても議論を進めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.25 総合計画の進行管理<<総合政策課>>

茅ヶ崎市総合計画(計画期間:令和3年度から令和12年度まで)に掲げる将来の都市像及び政策目標の実現に向けて進行管理を行います。

No.26 総合計画の在り方に関する議論<<総合政策課>>

本市の目指す将来像を実現するために総合計画が具備すべき事項や総合計画と実施計画の関係、計画期間等、本市にとってふさわしい総合計画の在り方について議論します。

3 取組に関わる条例等

- 茅ヶ崎市附属機関設置条例
- 茅ヶ崎市総合計画審議会規則
- 茅ヶ崎市市議会の議決すべき事件を定める条例

第19条 財政運営等

(財政運営等)

第19条 市長は、市政の運営が現在及び将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政を運営するとともに、財政状況について、分かりやすく公表するよう努めなければならない。

2 市長は、財政の健全性を確保するため、中長期的な展望に立って、計画的に財政を運営しなければならない。

3 市長は、財政の見通しを策定し、当該見通し及び次条第1項の評価の結果を踏まえて予算を編成しなければならない。

1 取組の方向性

予算編成の基礎となる財政見通しを的確に策定し、財政を計画的に運営し、財政状況の分かりやすい公表に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.27 的確な財政見通しに基づく財政の運営及び公表<<財政課>>

総合計画事業の採択や予算編成の基礎となる財政見通しを的確に策定するとともに、策定した財政見通しを踏まえ、市民の求める事業に対して適切に財源を配分します。

また、茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例等に基づき、財政状況のわかりやすい公表に努めます。

3 取組に関わる条例等

- 茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例
- 茅ヶ崎市財務規則
- 茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例
- 茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例
- 予算編成方針（毎年度策定）

第20条 行政評価

(行政評価)

第20条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、政策について評価を実施しなければならない。

2 市長等は、前項の評価の結果を政策に反映させるものとする。

3 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならない。

4 市長は、第1項の評価の結果を公表しなければならない。

1 取組の方向性

市長等が実施する政策の進捗状況を確認するための評価を実施し、評価結果を予算編成等へ活用します。

また、評価結果の分かりやすい公表に努めます。

2 条文中に規定された事項を推進するための取組

No.28 行政評価制度の検討・運用<総合政策課>

茅ヶ崎市総合計画（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）及び各個別計画における行政評価を実施し、評価の結果を政策等に反映するとともに、より適正な行政評価の手法について検討します。

3 取組に関わる条例等

- 茅ヶ崎市附属機関設置条例
- 茅ヶ崎市総合計画審議会規則

第21条 行政手続

(行政手続)

第21条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分等に関する手続を適正に行わなければならない。

1 取組の方向性

処分等に関する手続を適正に行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.29 行政手続制度の適正な運用<<文書法務課>>

申請に対する処分に係る審査基準、不利益処分に係る処分基準、行政指導指針等を適切に定めます。

3 取組に関わる条例等

- 茅ヶ崎市市民参加条例
- 茅ヶ崎市市民参加条例施行規則
- 茅ヶ崎市行政手続条例
- 茅ヶ崎市行政手続条例施行規則
- 茅ヶ崎市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等
- 茅ヶ崎市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する書面の様式を定める規程
- 審査基準・処分基準一覧
- 行政指導指針一覧

第22条 苦情等への対応

(苦情等への対応)

第22条 市長等は、行政運営に関し苦情等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて、業務の改善その他の適切な措置を講じなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の苦情等の内容を取りまとめ、公表しなければならない。

1 取組の方向性

行政運営への苦情等を市の業務をより良いものに改善する契機と捉え、速やかな状況把握と業務改善などの適切な措置を講ずることによって市民との信頼関係の形成に努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.30 陳情・要望・苦情等への対応<<市民相談課>>

市に寄せられる苦情等の状況を速やかに確認し、必要に応じて、政策に反映し又は業務を改善するとともに、市に寄せられた苦情等の内容や苦情等に対する市の対応を取りまとめて公表します。

3 取組に関わる条例等

○ 茅ヶ崎市苦情等対応要領

第23条 監査

(監査)

第23条 監査委員は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査するものとする。

2 監査委員は、監査の結果を分かりやすく公表するよう努めなければならない。

1 取組の方向性

監査の充実と監査結果の分かりやすく速やかな公表により、公正で効率的な行政運営を確保します。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.31 適切な監査の実施と分かりやすく速やかな結果の公表《監査事務局》

定期監査、例月出納検査及び決算審査等の定期的に行うことが定められている監査のほか、財政援助団体等監査や行政監査等必要な監査を適切に実施します。また、適切な監査を実施するため、研修等を通じ、事務局職員の監査能力の向上を図ります。

監査の結果を、できる限り平易な文章で記載するなど、市ホームページ等で分かりやすく速やかに公表するとともに、毎年度監査結果のまとめとして監査年報を作成し公表します。

3 取組に関わる条例等

○ 茅ヶ崎市監査委員監査基準

第24条 職員通報

(職員通報)

第24条 職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとする。

2 市は、職員が前項の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることがないよう適切な措置を講じなければならない。

1 取組の方向性

市政運営の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう違法又は不当な行為の発生と被害の防止を図るため、市の内部の自浄作用のための制度の運用を行います。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.32 内部通報制度の適正な運用<行政総務課>

職員からの通報の受付、調査及び関係機関等への報告等を適正に行います。

3 取組に関わる条例等

○ 茅ヶ崎市内部通報制度に関する要綱

第25条 コミュニティ

(コミュニティ)

第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ(市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。)が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。

1 取組の方向性

公益の増進に取り組むコミュニティが地域の自治の推進にとって重要な存在であることを認識し、その活動への支援や意見の反映に努めることで、コミュニティの活性化を図ります。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.33 コミュニティの推進《市民自治推進課》

各種団体等の参画による地域課題等についての協議の場づくりやその活動を支援し、地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進します。

No.34 コミュニティへの支援《市民自治推進課》

コミュニティ活動が円滑に行われるよう、運営等に係る費用の一部を支援します。

3 取組に関わる条例等

- 茅ヶ崎市くらし安心部市民自治推進課所管に係る補助金交付要綱
- 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例
- 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則
- 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則
- 茅ヶ崎市附属機関設置条例
- 茅ヶ崎市認定コミュニティ助成金交付要綱

第26条 協働

(協働)

第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

1 取組の方向性

多様な市民ニーズへの対応や複雑化する地域課題を解決するため、市民と市、又は市民が相互にそれぞれの特性を生かして連携、協力するよう努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.35 多様な主体との協働事業の推進〈市民自治推進課・行政改革推進課〉

多様な主体と行政とがパートナーシップに基づき、互いの特性及び役割を理解しながら、協働して事業を実施するための取組を進めます。

3 取組に関わる条例等

- 茅ヶ崎市市民活動推進条例
- 茅ヶ崎市市民活動推進条例施行規則
- 茅ヶ崎市附属機関設置条例
- 茅ヶ崎市市民活動推進委員会規則
- 協働のガイドライン～みんなで支え合う地域社会を目指して～
- 公民連携推進のための基本的な考え方
- 茅ヶ崎市協働推進事業実施要綱
- 茅ヶ崎市市民参加協働調整会議要綱

第27条 市民活動の推進

(市民活動の推進)

第27条 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。

1 取組の方向性

市民活動を推進するための環境を整備し、公益の増進に取り組む市民の活動の活性化を図ります。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.36 市民活動団体等への支援《市民自治推進課》

市民活動団体等の自主的、公益的活動を支援するため、市民活動推進補助事業及び市民活動等災害補償制度の適正な運用などを行います。

No.37 市民活動サポートセンターの管理運営《市民自治推進課》

市民活動を支援するための施設として市民活動サポートセンターの管理運営を行います。

3 取組に関わる条例等

- 茅ヶ崎市市民活動推進条例
- 茅ヶ崎市市民活動推進条例施行規則
- 茅ヶ崎市附属機関設置条例
- 茅ヶ崎市市民活動推進委員会規則
- 茅ヶ崎市市民活動推進基金条例
- 茅ヶ崎市市民活動等災害補償制度要綱
- 茅ヶ崎市市民活動推進補助金交付要綱
- 茅ヶ崎市市民活動サポートセンター条例
- 茅ヶ崎市市民活動サポートセンター条例施行規則
- 茅ヶ崎市地域集会施設条例
- 茅ヶ崎市地域集会施設条例施行規則
- 茅ヶ崎市後援名義の使用承認に関する要綱
- 茅ヶ崎市市民参加協働調整会議要綱

第28条 住民投票

第28条 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要事項について、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに、住民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければならない。

3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

1 取組の方向性

住民投票が必要な事案が発生した場合には、それぞれの事案に応じて別に条例を定め説明責任、情報共有など自治基本条例の趣旨にのっとり適正に運用します。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.38 住民投票制度の調査・研究〈行政総務課〉

全国の住民投票の実施状況や住民投票条例の制定状況等の調査・研究を行います。

3 取組に関わる条例等

○ 地方自治法

第29条 国等との連携協力

第29条 市は、共通する課題を解決し、又は市民により良い公共サービスを提供するため、国及び他の地方公共団体と連携し、又は協力するよう努めなければならない。

2 市は、地域の課題の解決に国際社会の取組が密接な関係を有していることに鑑み、必要に応じて、国際社会との連携又は協力を推進するよう努めるものとする。

1 取組の方向性

本市と国や他の地方公共団体との連携を図り、課題解決に向けて相互に協力して取り組むよう努めます。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.39 国・県の施策・制度予算に関する要望〈総合政策課〉

本市の施策の推進と当面の課題解決を図るため、国・県の施策や予算等に関する要望活動を行います。

No.40 県及び湘南地域、湘南広域都市行政協議会、近隣市町との連携〈総合政策課〉

市民サービスの向上等を目指し、県及び湘南地域、湘南広域都市行政協議会、本市と隣接する寒川町や平塚市と各種連携事業の実施、調査研究に取り組みます。

3 取組に関わる条例等

- 協議会等の規約・協定
- 地方自治法に基づく事務委託に係る規約
- 茅ヶ崎市と寒川町との広域的事務処理に関する協定書（平成元年12月6日施行）など
- 湘南広域都市行政協議会規約
- 茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議設置要綱
- 平塚市・茅ヶ崎市広域連携推進協議会規約
- 全国施行時特例市市長会規約

第30条 条例の検証等

第30条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。

- 2 市は、前項の規定による検証をするときは、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、第1項の規定による検証の内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置(措置を講じようとしなときは、その旨。以下同じ。)を公表し、市民の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による検証の内容、当該検証の内容に基づき講じようとする措置(前項の規定により聴いた意見により講じようとする措置を修正したときは、当該修正した措置)及び前項の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならない。
- 5 市は、第1項の規定による検証の内容に基づき講ずる措置(措置を講じないときは、その旨)及び第3項の規定により聴いた意見を公表しなければならない。

1 取組の方向性

毎年度の取組状況の把握、4年ごとの検証をPDCAサイクルに従って運用することにより自治基本条例の定着と安定的な運用を図ります。

2 条文に規定された事項を推進するための取組

No.41 自治基本条例の推進<行政総務課>

自治基本条例の市民への周知啓発及び職員の意識醸成を図るとともに、自治基本条例を推進するための取組の継続的な実施、市政運営の基本原則の徹底を行います。

また、令和6年度の検証で出た条文や逐条解説への意見を踏まえ、令和10年度に自治基本条例の検証を行います。

3 自治を推進するための条例等

- 茅ヶ崎市自治基本条例推進会議設置要綱
- 茅ヶ崎市市民参加条例
- 茅ヶ崎市市民参加条例施行規則

「条文に規定された事項を推進するための取組」一覧

※「取組URL」の欄には、それぞれの取組の実績を掲載する市ホームページのURLを記載する予定です。

ページ	条文	項目	取組名	取組URL
P 7	第5条 第6条 第7条	1	自治基本条例の市民への周知	
P 8	第8条 第9条	2	充実した討議の推進及び議会の権能の適切な行使の推進	
P 8	第8条 第9条	3	市民参加の推進	
P 8	第8条 第9条	4	広報・広聴活動の推進	
P 10	第10条	5	地域の抱える課題や市民の意見及び要望の把握	
P 10	第10条	6	透明性のある市政運営及び政治倫理の向上	
P 10	第10条	7	職員の育成	
P 10	第10条	8	施政方針の公表	
P 12	第11条	9	自治基本条例の職員への周知	
P 12	第11条	10	服務の宣誓	
P 12	第11条	11	職員の自己啓発に対する支援	
P 12	第11条	12	学習する風土づくりの推進	
P 14	第13条 第14条	13	情報公開制度の適正な運用	
P 14	第13条 第14条	14	特定歴史公文書等利用制度の適正な運用	
P 14	第13条 第14条	15	市政情報の公表及び提供	
P 14	第13条 第14条	16	広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載	
P 14	第13条 第14条	17	附属機関等の会議の公開	
P 16	第15条	18	行政文書及び特定歴史公文書等の適正・適切な管理	
P 16	第15条	19	個人情報保護制度の適正な運用	
P 16	第15条	20	情報セキュリティ対策の充実	
P 17	第16条	21	市民参加手続の適正な運用	
P 17	第16条	22	市民参加の推進・啓発	
P 18	第17条	23	政策法務の推進	
P 18	第17条	24	条例（案）、規則（案）等の審査	
P 19	第18条	25	総合計画の進行管理	
P 19	第18条	26	総合計画の在り方に関する議論	
P 20	第19条	27	的確な財政見通しに基づく財政の運営及び公表	
P 21	第20条	28	行政評価制度の検討・運用	
P 22	第21条	29	行政手続制度の適正な運用	
P 23	第22条	30	陳情・要望・苦情等への対応	
P 24	第23条	31	適切な監査の実施と分かりやすく速やかな結果の公表	
P 25	第24条	32	内部通報制度の適正な運用	
P 26	第25条	33	コミュニティの推進	
P 26	第25条	34	コミュニティへの支援	
P 27	第26条	35	多様な主体との協働事業の推進	
P 28	第27条	36	市民活動団体等への支援	
P 28	第27条	37	市民活動サポートセンターの管理運営	
P 29	第28条	38	住民投票制度の調査・研究	
P 30	第29条	39	国・県の施策・制度予算に関する要望	
P 30	第29条	40	県及び湘南地域、湘南広域都市行政協議会、近隣市町との連携	
P 31	第30条	41	自治基本条例の推進	